

■必要書類・必要事項 確認ポイント

下記注意事項を確認してから必要書類を用意してください。

※子の誕生日の翌日時点での状態で確認してください。

※必要書類は申請者本人が育児休業を通算して14日以上取得されてからご準備ください。

住民票・戸籍謄(抄)本は発行日から3月間有効となります。

※必要書類は書類全体が映るように撮影してください。

※必要書類（住民票等）が複数ページにわたる場合はすべてのページを提出してください。

申請者本人は子の父親、かつ、子が養子でない場合

(1)ハローワークへ出生後休業支援給付金の申請するために、「母子手帳の出生届出済証明ページ」と「母子手帳の妊婦自身の記録「分娩予定日」ページ」または「医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）」が必要です。

- STELA出産祝金申請にて「母子手帳の出生届出済証明ページ」を添付して申請してください。
- STELA育児休業申請、または、出生時育児休業（産後パパ）申請にて「母子手帳の妊婦自身の記録「分娩予定日」ページ」または「医師の診断書（分娩（出産）予定日証明書）」を添付して申請してください。

(2)ハローワークへ出生後休業支援給付金の申請するために、下記「配偶者の育児休業を要件としない場合」1～7の該当する項目をSTELA育児休業申請または出生時育児休業（産後パパ）申請に入力してください。

「配偶者の育児休業を要件としない場合」

1. 配偶者がいない
配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りです。
2. 配偶者が子と法律上の親子関係がない
3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
4. 配偶者が無業者
5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない
6. 配偶者が産後休業中
7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

申請者本人は子の母親、または、子が養子の場合

配偶者がいる

配偶者がいない

配偶者が子と
法律上の親子関係がない

「配偶者の育児休業を要件としない場合」の **1. 配偶者がいない** に該当します。
3ページの必要書類を確認して下さい。

「配偶者の育児休業を要件としない場合」の **2. 配偶者が子と法律上の親子関係がない** に該当します。
3ページの必要書類を確認して下さい。

配偶者が雇用される
労働者である

配偶者が雇用される
労働者ではない

配偶者から
暴力を受け別居中

「配偶者の育児休業を要件としない場合」の **4. 配偶者が無業者** または、
5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない に該当します。
3ページの必要書類を確認して下さい。

「配偶者の育児休業を要件としない場合」の **3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中** に該当します。
3ページの必要書類を確認して下さい。

配偶者が給付金の対象となる育児休業を
取得することができる

配偶者が給付金の対象となる育児休業を
取得することができない

「配偶者の育児休業を要件としない場合」の **7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない** に該当します。
3ページの必要書類を確認して下さい。

配偶者が一定の期間(注)内に
14日以上育児休業をしている

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

配偶者が一定の期間(注)内に
14日以上育児休業をしていない

(注)一定の期間とは、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間をいいます。

配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類等が必要です。

① 配偶者が雇用保険被保険者である場合

- ・ 配偶者の被保険者番号（証明書類は不要です）
- ・ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの

② 配偶者が公務員（雇用保険加入者である場合は①）の場合

- ・ 世帯全員について記載された住民票（続柄あり）の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの
- ・ 育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、または、育児休業手当金の支給決定通知書の写しなど、配偶者の育児休業の取得期間を確認できるもの

出生後休業支援給付金の支給要件を満たさないため申請できません。

・「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当した場合の必要書類

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	① 戸籍謄(抄)本(抄本の場合は被保険者本人のもの)及び世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し または ② 被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類(遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可)
配偶者が行方不明(配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限りです。)	1	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したものの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄(抄)本(抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの。住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票(続柄あり)の写しでも可。)
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(雇用保険用)のいずれか
配偶者が無業者	4	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書(収入なしであることの確認のため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書(所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写しや、身分証の写しなど。)も必要です。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳(出生届済証明のページ)、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	7	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書(下記参照)及び申告書に記載された必要書類

〈厚生労働省 様式一覧〉

[配偶者が給付金の対象となる育児休業をすることができないことの申告書](#)

[雇用保険被保険者でないことの証明書](#)

[賃金支払状況についての証明書](#)

[育児休業証明書](#)